

# 福岡県公報

令和2年3月10日  
第 85 号

## 目次

### 告示 (第232号 - 第246号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	1
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○救急病院の認定	(医療指導課)	2
○不服申立ての裁決の公示送達について	(保護・援護課)	3
○道路の区域の変更の告示の訂正	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更の告示の訂正	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	5
○解除予定保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	5
<b>公 告</b>		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○土地改良区の解散の認可	(農村森林整備課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6

○介護医療院の許可	(介護保険課)	6
○特定危険薬物の指定の失効	(薬務課)	7
<b>公安委員会</b>		
○技能検定員審査の実施	(警察本部運転免許試験課)	7

## 告 示

### 福岡県告示第232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉 県道	甘 木 吉 井 線		前	朝倉市黒川5710番9先から 朝倉市黒川4947番1先まで	7.4 ～ 39.2	969.0
			前	朝倉市黒川5710番9先から 朝倉市黒川4947番1先まで	4.0 ～ 19.4	984.0
			後	朝倉市黒川5710番9先から 朝倉市黒川4947番1先まで	7.4 ～ 39.2	969.0
			後	朝倉市黒川5710番9先から 朝倉市黒川4947番1先まで	4.0 ～ 13.5	998.0

### 福岡県告示第233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年3月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和2年3月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝 倉	甘 木 吉 井 線	朝倉市黒川5710番9先から 朝倉市黒川4947番1先まで

#### 福岡県告示第234号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年3月10日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成5年12月9日農林水産省告示第1445号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第235号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年3月10日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成5年12月9日農林水産省告示第1447号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第236号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年3月10日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地	有効期間
糸島医師会病院	糸島市浦志532-1	
福岡県済生会二日市病院	筑紫野市湯町3-13-1	
医療法人徳洲会福岡徳洲会病院	春日市須玖北4-5	

甘木中央病院	朝倉市甘木667	令和2年3月16日から 令和5年3月15日まで
福岡県済生会大牟田病院	大牟田市大字田隈810	
杉循環器科内科病院	大牟田市大字田隈950-1	
飯塚病院	飯塚市芳雄町3-83	
医療法人ユーアイ西野病院	嘉麻市鴨生532	
小竹町立病院	鞍手郡小竹町大字勝野1191	
糸田町立緑ヶ丘病院	田川郡糸田町3187	
松本病院	田川郡川崎町大字川崎1681-1	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで
社会保険大牟田天領病院	大牟田市天領町1-100	

## 福岡県告示第237号

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項ただし書及び第3項の規定に基づき、次のとおり公示送達します。

令和2年3月10日

福岡県知事 小川 洋

## 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

審査請求書記載の住所 遠賀郡水巻町猪熊2-12-12-201

現所在不明

審査請求人 切田 祐人

## 2 公示事項

上記の者から提起のあった審査請求について、当庁は裁決をしましたが、審査請求人の所在が不明のため、同人に裁決書の謄本を送付することができません。当該裁決書の謄本は担当課（福岡県福祉労働部保護・援護課）において保管しており、いつでも交付するので、その受領方申し出てください。

なお、当該裁決書の謄本を受領しないときは、令和2年3月25日の経過をもって当該裁決書の謄本の送達があったものとみなされます。

## 福岡県告示第238号

道路の区域の変更（平成30年2月福岡県告示第80号）において、幅員に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	南 関 大牟田北 線	前	大牟田市大字四ケ2番1 先から 大牟田市大字上内1179番 1先まで	15.0 m ～ 44.0 m	497.5
			後	大牟田市大字四ケ2番1 先から 大牟田市大字上内1179番 1先まで	17.0 m ～ 66.0 m	

## 福岡県告示第239号

道路の区域の変更（平成28年7月福岡県告示第583号）において、幅員に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	吉 富 本耶馬溪 線	前	築上郡上毛町大字原井 197番2先から 築上郡上毛町大字原井 224番2先まで	12.0 ～ 12.9	131.0

		後	築上郡上毛町大字原井197番2先から 築上郡上毛町大字原井224番2先まで	15.5 ～ 56.4	131.0
--	--	---	--	-------------------	-------

**福岡県告示第240号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年3月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	吉 富 本耶馬溪 線	築上郡上毛町大字原井197番2先から 築上郡上毛町大字原井224番2先まで

**福岡県告示第241号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和2年3月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所  
八女市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第242号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	三 瀬 上 陽 線	前	八女郡広川町大字水原2113番2先から 八女郡広川町大字水原2112番1先まで	6.1 ～ 8.8	45.0
			後	八女郡広川町大字水原2113番2先から 八女郡広川町大字水原2112番1先まで	6.1 ～ 18.8	45.0

**福岡県告示第243号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女 県道		田主丸 黒 木 線	前	八女市上陽町上横山1383 番12先から 八女市上陽町上横山1053 番1先まで	8.0 ～ 21.2	430.5
			後	八女市上陽町上横山1383 番12先から 八女市上陽町上横山1053 番1先まで	12.7 ～ 27.1	430.5

**福岡県告示第244号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
南筑後	飯 江 長 田 線	みやま市山川町尾野1398番1先から みやま市山川町尾野1929番1先まで

**福岡県告示第245号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成29年3月福岡県告示第187号福岡広域都市計画下水道事業粕屋町公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年3月10日

福岡県知事 小川 洋

## 1 施行者の名称

粕屋町

## 2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画下水道事業粕屋町公共下水道

## 3 事業施行期間

昭和62年12月26日から令和3年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

平成29年3月福岡県告示第187号の事業地に、次の区域を加える。

粕屋町 大字江辻字江辻尾の一部

大字仲原字曲りの一部

酒殿一丁目、酒殿三丁目、酒殿四丁目の各一部

駕与丁一丁目、駕与丁二丁目、駕与丁三丁目の各一部

戸原西一丁目の一部

甲仲原一丁目、甲仲原二丁目の各一部

平成29年3月福岡県告示第187号の事業地中、次の区域を変更する。

粕屋町 大字江辻字今石、字平田、字向川原の各字の一部

大字大隈字黒の前、字井山、字樋渡の各字の一部

大字上大隈字部木原、字十郎坊、字焼町の各字の一部

大字阿恵字絵釈、字大坪の各字の一部

大字酒殿字八田の一部

## (2) 使用の部分

なし

**福岡県告示第246号**

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年3月10日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所  
宗像市神湊字新川先1278の2
- 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 解除の理由  
指定理由の消滅

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年3月10日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市二森字裏畑1423番1、1424番1及び1424番2
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
小郡市二森1435番地2  
光養寺  
代表役員 廣瀬 哲法

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年3月10日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市松崎字城山559番1
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

太宰府市宰府五丁目11番45号 セジュールフォーレA201号  
白石 祥之

公告

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年3月10日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
宮崎土地改良区	令和2年2月27日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年3月10日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡須恵町大字旅石字河原495番1、495番5並びに字開キ506番1及び506番2
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
北海道札幌市東区東雁来七条三丁目1番3号  
日昭アルミ工業株式会社  
代表取締役 渡邊 征昭

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定に基づき、介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の2の3の規定により次のように公示する。

令和2年3月10日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称又は氏名	許可年月日
介護医療院	40B2100038	介護医療院 ふくろうの森 嘉麻市上山田1287番地	医療法人社団筑山会	令和2年3月1日

## 公告

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第16条第1項の規定により特定危険薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、公告する。

令和2年3月10日

福岡県知事 小川 洋

## 1 失効する特定危険薬物の名称

- 化学名 メチル=2-[1-(4-フルオロブチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルプタノアート及びその塩類
- 化学名 N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]-N-フェニルペンタンアミド及びその塩類
- 化学名 (8R)-1-アセチル-N,N-ジエチル-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキサミド及びその塩類
- 化学名 1-(1,3-ベンゾジオキソール-5-イル)-2-(ブチルアミノ)ペンタン-1-オン及びその塩類

## 2 失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第19号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する大臣指定薬物に指定されるに至ったため。

## 3 失効年月日

令和2年3月9日

## 4 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 公安委員会

## 福岡県公安委員会告示第45号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のように公示する。

令和2年3月10日

福岡県公安委員会

## 1 審査の種類

技能検定員審査

## 2 審査に係る運転免許の種類

法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。

ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。

## 3 審査の方法

規則第4条第1項又は同条第2項に規定する審査方法によって実施する。

## 4 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項 目	場 所	審査種別
令和2年4月13日（月曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで	知 識	福岡市中央区天神4丁目4番27号 ベストアメニティ天神ビル 福岡県指定自動車学校協会	
令和2年4月14日（火曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで			
令和2年4月20日（月曜日） 午前9時00分から午後4時00分まで		福岡市西区姪の浜1丁目1番67号 姪浜ドライビングスクール	普通及び普通第二種免許

令和2年4月21日（火曜日） 午前9時00分から午後4時00分まで	技 能	北九州市八幡西区御開3丁目38番1号 八幡自動車学校	大型、中型、準中型、大型特殊、牽引、大型第二種及び中型第二種免許
令和2年4月22日（水曜日） 午前9時00分から午後4時00分まで		福岡市西区姪の浜1丁目1番67号 姪浜ドライビングスクール	大型二輪及び普通二輪免許

5 審査の申請手続及び受付期間

(1) 審査の申請手続

ア 提出書類

- 審査申請書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼付したもの）
- 審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）両面の写し
- 次の表に掲げる審査手数料（福岡県領収証紙によること。）

審査に係る運転免許の種類	審査手数料
大型免許、中型免許及び準中型免許	23,400円
普通免許	19,500円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	14,700円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	21,500円

- 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は、これを証明する書面
  - ※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。  
郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、84円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。
  - ※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から令和2年4月3日（金曜日）まで（福岡県の休日を含める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から令和2年4月2日（木曜日）までの消印があるものを有効とする。

6 その他

- (1) 審査を受ける際は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。
- (2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証を受けていること。
- (3) 審査に合格した者に対しては、技能検定員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続等の問い合わせは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係  
郵便番号 811-1392  
所在地 福岡市南区花畑4丁目7番1号  
電話番号 092-566-2892